審　査　基　準

平成２１年2月２６日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第８条第２項
処 分 の 概 要：	通行許可
原権者（委任先）：	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：	道路交通法施行令第６条（通行を禁止されている道路における道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第５条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 徳島県道路交通法施行細則第７条（通行の許可事情）
審　査　基　準：	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：	３日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：	当該場所を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：	徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 （０８８－６２２－３１０１　内線５１７３） 警察署交通課
備　　考：	

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が１から３のいずれかに該当するときは、許可することができる。

１　車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場合に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合

２　身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合

(1)　通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。

(2)　社会通念に照らして、目的地に達成するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外に合理的手段を取りえない状況にあること。

(3)　許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。

３　１、２のほか、貨物の集配その他徳島県道路交通法施行細則（昭和 47 年徳島県公安委員会規則第１号）第７条に掲げる事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合